

## 保険検査マニュアル新旧対照表

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| <p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>I. 経営陣による保険募集管理態勢の整備・確立状況</p> </div> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ 保険会社における保険募集管理態勢の整備・確立は、顧客の保護の観点から重要であるのみならず、保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>II. (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>III. 個別の問題点</p> </div> <p>【検証ポイント】</p> <p>(略)</p> | <p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>I. 経営陣による保険募集管理態勢の整備・確立状況</p> </div> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ <u>保険会社及び保険募集人</u>における保険募集管理態勢の整備・確立は、顧客の保護の観点から重要であるのみならず、<u>保険会社及び保険募集人の業務</u>の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>II. (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>III. 個別の問題点</p> </div> <p>【検証ポイント】</p> <p>(略)</p> |

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 【顧客に対する説明等】</p> <p>(i) 適正な保険募集のために必要な顧客に関する情報等の収集ないし確認（意向確認書面の利用等による<u>ニーズの確認等</u>）が適切になされる態勢が整備されているか。</p> | <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 【顧客に対する説明等】</p> <p>(i) 適正な保険募集のために、<u>保険会社又は保険募集人は、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供（意向確認書面の利用等による意向の確認等）を行っているか。</u><sup>10</sup></p> <p><u>イ. 意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、以下又はこれと同等の方法を用いているか。</u></p> <p><u>(イ) 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(ロ) 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(ハ) 自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保</u></p> |

| 改定前 | 改定後  |
|-----|--|
|     | <p><u>険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>(ニ) 上記 (イ) ~ (ハ) の場合、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認 (=「意向確認」) する。</u></p> <p><u>(ホ) 上記 (イ) ~ (ハ) の場合においては、規則第227条の2第3項第3号ロに規定する一年間に支払う保険料の額 (保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額) が五千円以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(ヘ) 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</u></p> <p><u>(ト) 規則第227条の2第2項に定める団体保険の保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するための措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。</u></p> <p><u>(イ) 第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ どのような分野の保障を望んでいるか。</u><br/><u>(死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など)</u></li> <li><u>・ 貯蓄部分を必要としているか。</u></li> <li><u>・ 保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></li> </ul> |

| 改定前 | 改定後  |
|-----|--|
|     | <p>(ロ) <u>第二分野の保険商品について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>どのような分野の補償を望んでいるか。</u><br/>(自動車保険、火災保険などの保険の種類)</li> <li>・ <u>顧客が求める主な補償内容</u></li> <li>・ <u>補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨</u></li> </ul> <p>ハ. <u>保険会社及び保険募集人においては、法第294条の2に基づき、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を内部規程・業務細則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(イ) <u>意向把握に係る態勢整備</u><br/> <u>保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。</u><br/> <u>例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、上記イ.（イ）～（ハ）に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。</u></p> <p>(ロ) <u>意向確認に係る態勢整備</u><br/> <u>規則第53条の7第1項及び規則第227条の7に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。</u>上記イ.（二）の場合において、意向確認書面を作成し、顧</p> |

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 顧客の<u>ニーズ</u>や知識、経験及び財産の状況を踏まえた上で契約の内容及びそのリスク等を顧客に対して適切かつ十分に説明する態勢が、整備されているか。</p> <p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <b>【適正な募集事務管理】</b></p> <p>(i) 募集事務についての保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。</p> <p>特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>(ii) ~ (ix) (略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>客に交付するとともに、保険会社等において保存するなどの措置を講じているか。</u></p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 顧客の<u>意向</u>や知識、経験及び財産の状況を踏まえた上で契約の内容及びそのリスク等を顧客に対して適切かつ十分に説明する態勢が、整備されているか。</p> <p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p><u>脚注10 本項目により具体的事例を検証する際には、監督指針を踏まえる必要があることに留意する。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <b>【適正な募集管理】</b></p> <p>(i) <u>募集業務・事務</u>についての保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。</p> <p>特に、<u>乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約、キャンペーン<sup>11</sup>、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する募集について、適切な募集が行われるための態勢が整備されているか。</u></p> <p>また、<u>損害保険代理店</u>に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社に送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>(ii) ~ (ix) (略)</p> <p><u>(x) 契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち法第2条第26項に規定する保険募集に該当しない行為</u></p> |

| 改定前                                 | 改定後  |
|-------------------------------------|--|
| <p>(新設)</p> <p>⑦【非対面募集における募集管理】</p> | <p><u>(以下、「募集関連行為」という。)については、直ちに募集規制が適用されるものではない。</u></p> <p><u>イ. しかし、保険会社又は保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険会社又は保険募集人において、当該募集関連行為を受託した第三者（以下、「募集関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の点に留意して適切な委託先管理等を行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。</u></li> <li><u>・ 募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。</u></li> <li><u>・ 募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。</u></li> </ul> <p><u>ロ. また、保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はこれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うように指導しているか。</u></p> <p><u>ハ. さらに、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。</u></p> <p><u>脚注11 保険会社が販売手数料の上乗せ等により、特定の商品を特定期間保険募集人に対して販売推奨すること。</u></p> <p>⑦【非対面募集における募集管理】</p> |



| 改定前 | 改定後  |
|-----|--|
|     | <p><u>示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービス内容・水準について言及する場合には、保険募集時に保険契約者又は被保険者に対して以下に掲げる事項の情報提供（規則第227条の2第3項第5号又は規則第234条の21の2第1項第3号に規定する情報の提供）が行われているか。</u></p> <p><u>イ．保険金を受け取ることができること（提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務付けられないこと）</u></p> <p><u>ロ．提携事業者の選定基準（提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。）</u></p> <p><u>ハ．直接支払いサービスを受ける場合において、保険金が財・サービスの対価に満たない時は、顧客が不足分を支払う必要があること（余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができること）</u></p> <p><u>ニ．当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース</u></p> <p><u>（ii）また、（i）の場合において、以下のような点に留意し、規則第53条の12の2に規定する措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手数料その他の報酬を得ていないか。</u></p> <p><u>ロ．提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や保険金を受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの手続きを定めているか。</u></p> <p><u>ハ．提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の提携事業者の入れ替えなど、保険募集時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>ニ．保険事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務づけられるものではない（保険金を受け取ることができる）旨を、改めて、保険金を受け取るべき</u></p> |



| 改定前  | 改定後  |
|------|--|
| (新設) | <p>者に説明しているか。</p> <p><b>⑪【団体保険の加入勧奨に係る態勢整備】</b></p> <p><u>(i) カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となる団体等、保険契約者と被保険者との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び団体の構成員となるための要件等に照らし、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団体とする保険については、規則第227条の2第2項の規定に該当しないことから、当該団体保険を締結した又は取扱った保険会社又は保険募集人（自ら団体保険を取扱った団体を含む。）が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合においては、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>イ. 加入勧奨にあたっては、例えば、法第300条第1項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>ロ. カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する態勢を整備し、対応しているか。</u></p> <p><u>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する態勢を整備し、対応しているか</u></p> <p><u>ハ. 保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、「金融検査マニュアル」顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ. 2. (3)等を踏まえた適切な措置が講じられているか。<sup>12</sup></u></p> <p><u>ニ. 電話による加入勧奨を行う場合には、本チェックリストⅢ. 1. ⑦ (iii)を踏まえた適切な措置が講じられているか。</u></p> |

| 改定前  | 改定後  |
|------|--|
|      | <p><u>(ii) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険会社又は保険募集人は、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険会社又は保険募集人が保険契約者に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置を講じているか。</u></p>  |
| (新設) | <p><u>脚注12 本項目により具体的事例を検証する際には、監督指針を踏まえる必要があることに留意する。</u></p>  |
| (新設) | <p><b>⑫【保険募集人の態勢整備】</b></p> <p><u>保険募集人は、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。</u></p> <p><u>(i) 保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、内部規程・業務細則等に定めて、保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p><u>(ii) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険については、本チェックリストⅢ. 1. ⑪ (ii) を参照。</u></p> <p><u>(iii) 顧客情報管理（外部委託先を含む。）については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ. 5. を参照。</u></p> <p><u>(iv) 保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に行わせるにあたっての留意点については、本チェックリストⅢ. 1. ⑥ (x) を参照。</u></p> <p><u>(v) 保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。</u></p> |

| 改定前 | 改定後  |
|-----|--|
|     | <p>(vi) <u>保険募集人が他人（他の保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合には、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、当該他人が当該保険募集人と同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。</u></p> <p>(vii) <u>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。）においては、以下の点に留意し、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。</u></p> <p>イ. <u>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品（保険募集人が把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞り込みを行った場合は、当該絞り込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。</u></p> <p>ロ. <u>顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明しているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞り込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合は、商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。</u></p> <p>ハ. <u>商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞り込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事</u></p> |

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>2. 生命保険関係における問題点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 【乗換契約・転換契約】</p> <p>(i) 乗換契約・転換契約について、不利益になる可能性があることの顧客への説明等、適切な勧誘を行う態勢となっているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 乗換契約・転換契約に係る勧誘の適切性について、例えば、サンプルチェック等により確認し、改善に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。</p> | <p>務手続・経営方針上の理由を含む。)を説明しているか。</p> <p>ニ. <u>上記イ.～ハ.に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、内部規程・業務細則等において定めらうえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。</u></p> <p>(viii) <u>保険募集人指導事業を行う保険募集人においては、以下のような点に留意しつつ、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めた実施方針を策定し、保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置を講じているか。</u></p> <p>イ. <u>指導対象保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善策を求めるなど、規則第227条の15第1項に規定する措置を講じているか。</u></p> <p>ロ. <u>指導対象保険募集人の指導の実施方針において、規則第227条の15第2項に規定する事項が記載されているか。</u></p> <p>(ix) <u>保険募集人による保険募集管理態勢については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、本チェックリストⅢ. 1. ①～⑦ (ii) 及び⑩並びに本チェックリストⅢ. 2. 及び3. に準じているか。</u></p> <p>2. 生命保険関係における問題点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 【乗換契約・転換契約】</p> <p>(i) 乗換契約 (他社からの乗換契約を含む)・転換契約について、不利益になる可能性があることの顧客への説明等、適切な勧誘を行う態勢となっているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 乗換契約 (他社からの乗換契約を含む)・転換契約に係る勧誘の適切性について、例えば、サンプルチェック等により確認し、改善に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。</p> |

| 改定前  | 改定後   |
|--|---|
| <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>保険仲立人の業務運営におけるチェック項目例</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 開示事項の開示<br/>顧客への事前開示は適切に行われているか。特に、保険仲立人に明示が義務付けられている事項についての明示（法第 296 条）及び開示を求められたときの開示（法第 297 条）が適切に行われているか。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>付属資料</b></p> <p>実地調査用チェックリスト</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1. 共通</p> <p>(1) 保険募集の適正</p> | <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>保険仲立人の業務運営におけるチェック項目例</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 開示事項の開示<br/>顧客への事前開示は適切に行われているか。特に、保険仲立人に明示が義務付けられている事項についての明示（法第 294 条第 4 項及び第 5 項）及び開示を求められたときの開示（法第 297 条）が適切に行われているか。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 態勢の整備<br/><u>保険仲立人においては、保険募集に関する業務について、本チェックリストⅢ. 1. ⑫ (i) ～ (iv) を参照のうえ、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。</u></p> <p><b>付属資料</b></p> <p>実地調査用チェックリスト</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1. 共通</p> <p>(1) 保険募集の適正</p> |

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>①～③ (略)</p> <p>④ 予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わない保険契約の募集に際して、解約返戻金が無いことを記載した書面を顧客に対して適切な時期に確実に交付しているか。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(2) 適正な募集事務管理</p> <p>① 保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社へ送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>①～③ (略)</p> <p>④ 予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わない保険契約の募集に際して、解約返戻金が無いことを記載した書面を顧客に対して適切な時期に確実に交付するなど適切な方法で説明しているか。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(2) 適正な募集管理</p> <p>① 保険募集人に対する教育、管理、指導は適切なものとなっているか。特に、乗換契約（他社からの乗換契約を含む）・転換契約、キャンペーン<sup>1</sup>、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する事項について、適切な募集が行われるための態勢が整備されているか。</p> <p>また、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社へ送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。さらに、以下のような観点から、教育、管理、指導を行っているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>⑩イ. 保険会社又は保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険会社又は保険募集人において、当該募集関連行為を受託した第三者（募集関連行為従事者）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の点に留意して適切な委託先管理等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。</li> <li>・ 募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるお</li> </ul> |

| 改定前                            | 改定後  |
|--------------------------------|--|
| <p>(新設)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> | <p><u>そのある行為を行っていないか。</u></p> <p>・ <u>募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。</u></p> <p>ロ. <u>保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はこれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うように指導しているか。</u></p> <p>ハ. <u>募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。</u></p> <p>脚注1 <u>保険会社が販売手数料の上乗せ等により、特定の商品を特定期間保険募集人に対して販売推奨すること。</u></p> <p>2. ～ 3. (略)</p> |